

平成29年11月30日提出

熊本市長等の給料の特例に関する条例の制定について

熊本市長等の給料の特例に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市長等の給料の特例に関する条例

平成30年1月1日から同年3月31日までの期間における市長及び副市長の給料月額、熊本市長等の給与に関する条例(昭和31年条例第26号。以下「給与条例」という。)第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の20(副市長(平成24年4月1日以後引き続き地方公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条の地方公務員をいう。))として本市に在職する者に限る。)にあっては、100分の10)を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の算出の基礎となる給料月額は、給与条例第2条に規定する額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

(提出理由)

市長等の給料の特例を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。